

令和2年4月3日	
所属名	教育委員会事務局 職員課
所属長名	中道 隆広
電話番号	06-4950-5660

教職員の懲戒処分について

非違行為を行った教職員について、令和2年4月3日付けで任命権者である兵庫県教育委員会が下記の内容により処分を行った。

1 事件の概要

平成29年12月、尼崎市立中学校2年生女子生徒が自死する事案が発生した。(以下「本事案」という。)

平成31年3月1日、尼崎市いじめ問題対策審議会がとりまとめた調査報告書において、本事案は、学校生活での人間関係の不和から相当な精神的負担を抱え、トラブルをきっかけに孤立し、本学校そのものに絶望するなどの複合的な要因が絡み合って生じたものであるとの報告がされた。

校長においては、いじめ防止対策の責任者である立場にあった中学校において、いじめ事案により重大事態が発生させた。教諭においてはいじめ重大事態に関し、自校生徒に対し不適切な対応を行った。また、いじめへの適正な対応を怠った。

2 懲戒処分の内容

処分	教職員	処分理由
減給 1/10 6月	尼崎市立中学校 付 (男 50代)	いじめ防止対策の責任者でありながら、教員に対して、いじめ防止基本方針を周知するなどの具体的ないじめに関する研修を行っておらず、いじめに対する職員の共通理解をはかることができていなかった。 また、本事案発生後の対応において、場当たりの対応により、さらなる事態の混乱を招いた。 教育公務員として信用を失墜する行為である。
減給 1/10 3月	甲1 尼崎市立中学校 教諭 (男 30代)	平成29年度、甲1は被害生徒の学年の教員であった。 本事案発生日の昼頃、甲1は、被害生徒が部活動内のトラブルを他の生徒に言いふらしていると誤認し、強い口調で被害生徒を叱責した。 教育公務員として信用を失墜する行為である。
減給 1/10 1月	甲2 尼崎市立中学校 教諭 (女 30代)	平成29年度、甲2は被害生徒の担任であった。 平成29年11月、被害生徒は、生活実態アンケートにおいて、いじめを示唆する回答をしていたが、甲2は、被害生徒から事情を聞き取る等の対応を取らず、他の教員に相談する等の措置もとらなかった。 教育公務員として信用を失墜する行為である。
減給 1/10 1月	甲3 尼崎市立中学校 教諭 (男 50代)	平成29年度、甲3は被害生徒の部活動の顧問であった。 甲3は生徒らの自主性に任せる方針で、数々の部活動内のトラブルについて、特に対応することなく、学年等にも報告していなかった。 教育公務員として信用を失墜する行為である。

3 その他

いじめに気づけなかったことに対する責任として、いじめ重大事態発生時の被害生徒の学年主任、部活動の副顧問、事案発生の前年度の副顧問の3名を厳重注意とした。

教職員	理由
被害生徒の学年の学年主任	被害生徒を指導した際に、いじめに気づけなかった。
被害生徒の部活動の副顧問	部活動内でのいじめに気づけなかった。
事案発生の前年度の副顧問	被害生徒から部活動が嫌だと言われたが、いじめに気づけなかった。

以上